

令和8年度配水計画の公告

秋田県能代地区土地改良区利水調整規程第9条の規定により、令和8年度配水計画を定めたので告知する。

令和8年3月6日

秋田県能代地区土地改良区
理事長 吉田 誠



記

秋田県能代地区土地改良区能代地区維持管理工区 令和8年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

- 第1条 取水口等の位置は、次のとおりとする。
- [素波里頭首工] 山本郡藤里町粕毛字岩谷7番の1地先(粕毛川右岸)
- [素波里ダム取水口] 山本郡藤里町粕毛字二ツ井事業区鹿瀬内沢国有林
9林班イ小班地先 (素波里ダム)

(取水量等)

- 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとし、配水量は素波里ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

区分	期間				年間総取水量 (m^3)
	4月10日から 4月25日まで	4月26日から 5月8日まで	5月9日から 9月10日まで	9月11日から 10月31日まで	
素波里頭首工	1.615 m^3/s	8.506 m^3/s	8.058 m^3/s	2.029 m^3/s	52,750,000
素波里ダム取水口					

第2章 利水調整に係る連絡先

- 第3条 利水調整に係る連絡先は次のとおりとする。

秋田県能代地区土地改良区 事業課
連絡先 0185-54-3024

第3章 その他

(関係機関)

- 第4条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

秋田県能代地区土地改良区能代北部維持管理工区
令和8年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

- 第1条 取水口等の位置は、次のとおりとする。
- | | | |
|----------|---|--------------------|
| [天神揚水機] | 能代市竹生字古沼丸谷地265番3地先
能代市竹生字天神谷地129番7地先 | (竹生川左岸)
(竹生川右岸) |
| [竹生揚水機] | 能代市竹生字古沼丸谷地265-3番地先 | (竹生川左岸) |
| [栗山揚水機] | 能代市磐字西家下50番1地先 | (竹生川右岸) |
| [比八田揚水機] | 能代市比八田字東田表190地先
能代市比八田字西田表17番4地先 | (竹生川左岸)
(竹生川右岸) |
| [外荒巻揚水機] | 山本郡八峰町峰浜小手萩字荻田面5-1番地地先 | (竹生川左岸) |

(取水量等)

- 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとし、配水量は河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

区分	期間	代かき期	普通かんがい期
		5月1日から 5月9日まで	5月10日から 8月31日まで
天神揚水機		0.048 m ³ /s	0.033 m ³ /s

区分	期間	代かき期	普通かんがい期
		5月1日から 5月25日まで	5月26日から 9月20日まで
竹生揚水機		0.110 m ³ /s	0.090 m ³ /s
栗山揚水機		0.378 m ³ /s	0.334 m ³ /s
比八田揚水機		0.215 m ³ /s	0.195 m ³ /s

区分	期間	代かき期	普通かんがい期
		5月1日から 5月15日まで	5月16日から 9月12日まで
外荒巻揚水機		0.253 m ³ /s	0.200 m ³ /s

第2章 利水調整に係る連絡先

- 第3条 利水調整に係る連絡先は次のとおりとする。

秋田県能代地区土地改良区 事業課
連絡先 0185-54-3024

第3章 その他

(関係機関)

- 第4条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

秋田県能代地区土地改良区東雲原維持管理工区
令和8年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口等の位置は、次のとおりとする。
[東雲開拓揚水機] 秋田県能代市朴瀬字荷八田境46番1地、47番1地先
(米代川右岸)

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとし、配水量は河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

区分	期間	代かき期	普通かんがい期
		5月 1日から 5月 15日まで	5月 16日から 9月 5日まで
東雲開拓揚水機		0.483 m ³ /s	0.330 m ³ /s

第2章 利水調整に係る連絡先

第3条 利水調整に係る連絡先は次のとおりとする。

秋田県能代地区土地改良区 事業課
連絡先 0185-54-3024

第3章 その他

(関係機関)

第4条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

秋田県能代地区土地改良区榊維持管理工区
令和8年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口等の位置は、次のとおりとする。
[榊揚水機] 秋田県能代市字中島1番88地先 (米代川左岸)

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとし、配水量は小友貯水池の貯水量、河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

区分 \ 期間	5月11日から 8月30日まで	年間総取水量
榊揚水機	0.191 m ³ /s	759,110 m ³

	常時満水位	最低水位
小友貯水池	標高10.89m	標高8.62m

第2章 利水調整に係る連絡先

第3条 利水調整に係る連絡先は次のとおりとする。

秋田県能代地区土地改良区 事業課
連絡先 0185-54-3024

第3章 その他

(関係機関)

第4条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

秋田県能代地区土地改良区松長布維持管理工区
令和8年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

- 第1条 取水口等の位置は、次のとおりとする。
- | | | |
|----------|---------------|------------|
| [悪戸川取水口] | 能代市字坊ヶ崎79番2地先 | (悪戸川左岸・右岸) |
| [第1ポンプ] | 能代市字藤山地先 | |
| [第2ポンプ] | 能代市字松長布地先 | |
| [第3ポンプ] | 能代市字松長布地先 | |

(配水期間)

- 第2条 配水期間は、次の表のとおりとし、配水量は河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

配水期間	5月1日 から 9月10日 まで
------	------------------

第2章 利水調整に係る連絡先

- 第3条 利水調整に係る連絡先は次のとおりとする。

秋田県能代地区土地改良区 事業課
連絡先 0185-54-3024

第3章 その他

(関係機関)

- 第4条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。